

質問 四月一日、「個人情報保護法」が施行され、患者の家族でも病気のことを説明してもらえない場合があると聞きました。どのような場合でしょうか。

(中学校教師)

病状説明、本人同意が必要



【答】個人情報とは、一般には名前、住所、職業などになりますが、医療分野においては、診療録(カルテ)、検査成績、エックス線写真など患者さんの病気に関するいろいろな情報も当たります。これまで患者さんの病状、治療方法などを家族にも説明、相談もして治療を行ってきました。ところが、この法律によつて、このような個人情報は第三者に知らせる場合

は、原則として本人の同意を得ていることが必要であると定められました。たいていの病気の場合は、特に患者さんの申し出がない限りはこれまで通りの対応になりますが、他人に知られたくないような病気や予後が厳しい病気などでは、たとえ家族といえども第三者であり、慎重になることもあります。成年の患者さんでは「親に知られたくない」などさまざまな事情が考えられます。もちろん、意識不明で医療機関に搬送されたり、高度の痴呆で正常の受け答えができないような状態の場合も

どうが本法律では医療現場の実情に合わないこともあります。これまでほんであります。これまではがんであることが判明した場合、一般的にはまず信頼できる家族に説明を行つて、了解を得た上で本人に告知していました。この法律は本人を最優先しているため、これまで通りとはいひず、医療の現場では混乱することもあると思われます。

個人情報はもちろん守るべきであつて、医療を受けれる患者、その患者を支える家族、医療を行う医師などが信頼し合い、一緒になつて患者さんの病気を克服することが最も大切であることは変わりはないはずで

個人情報保護法

は、患者さんによつては、「遺産相続に關係して家族の中の特定の人は病状を伏せておきたい」とか、未だ、患者さんによつては、「親に知られたくない」などさまざまなもの考へられます。

家族へ慎重対応の場合も

（県医師会）